

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		がかりがじん しょうがいがく								
フリガナ大学の名称		しょうがいがく たいがく								
大学本部の位置		宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号								
大学の目的		キリスト教の精神を基盤として、広い教養と深い専門教育を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、社会へ貢献する有為の人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的		近年の少子化の進行及び進学ニーズの変化に伴い、入学定員の未充足が継続している状況を踏まえ、本学における学生確保の実態に即した適正規模への見直しを行うものである。これにより、教育の質を確保しつつ、当該分野における社会的要請に応じた人材の養成を図り、持続的な教育運営の確立に資することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	令23条の2第4項
	人文社会学群 人文社会学類	年	人	年次人	人	学士（人文社会学）	社会学・社会福祉学関係	年 月 第 年次	宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号	
	心理・教育学群 心理学類	4	200	3年次4	808	学士（心理学）	文学関係	平成31年4月第1年次	同上	
	子ども学類	4	60 (80)	3年次2	244 (324)	学士（教育学）	教育学・保育学関係	平成31年4月第1年次	同上	
	学校教育学類	4	40	3年次2	164	学士（教育学）	教育学・保育学関係	令和9年4月第1年次	同上	
	健康栄養学群 健康栄養学類	4	80	-	320	学士（栄養学）	家政関係	平成31年4月第1年次	同上	
	計		440 (460)	3年次10	1,780 (1,860)					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
		科目	科目	科目	科目	単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人	
新設	心理・教育学群 子ども学類	人	人	人	人	人	人	人		
		4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	54 (54)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
設	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				

分	計	4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	54 (54)	
既	人文社会学群 人文社会学類	16 (16)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	28 (28)	0人 (0)	80 (80)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 13人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	16 (16)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	28 (28)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	16 (16)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	28 (28)			
設	心理・教育学群 心理学類	7 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	41 (41)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	7 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	7 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (10)			
分	心理・教育学群 学校教育学類	6 (6)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	67 (67)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	12 (12)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	12 (12)			
分	健康栄養学群 健康栄養学類	9 (9)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	53 (53)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	9 (9)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	13 (13)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	9 (9)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	13 (13)			
計	38 (38)	16 (16)	9 (9)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	241 (241)		
合 計		42 (42)	21 (21)	10 (10)	0 (0)	73 (73)	0 (0)	295 (295)	

職 種				専 属		その他		計		大学全体		
事 務 職 員				30 (30)		24 (24)		54 (54)				
技 術 職 員				0 (0)		0 (0)		0 (0)				
図 書 館 職 員				1 (1)		0 (0)		1 (1)				
そ の 他 の 職 員				0 (0)		0 (0)		0 (0)				
指 導 補 助 者				5 (5)		0 (0)		5 (5)				
計				36 (36)		24 (24)		60 (60)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		138,626㎡		- ㎡		- ㎡		138,626㎡			
	そ の 他		150,343㎡		- ㎡		- ㎡		150,343㎡			
	合 計		288,969㎡		- ㎡		- ㎡		288,969㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			28,277.20㎡ (28,277.20㎡)		- ㎡ (- ㎡)		- ㎡ (- ㎡)		28,277.20㎡ (28,277.20㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本
			冊	冊	種	種	点	点				
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設			
			㎡			㎡			㎡			
経費の見積り 及び 維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体		
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	－千円	－千円			
		共同研究費等		0千円	0千円	0千円	0千円	－千円	－千円			
		図 書 購 入 費	4,270千円	4,270千円	4,270千円	4,270千円	4,270千円	－千円	－千円			
	学生1人当り 納付金	設 備 購 入 費	463千円	463千円	463千円	463千円	463千円	463千円	－千円	－千円	※電子ジャーナル及びデータベースについては本欄には計上していないが、別途の経費により継続的に整備する予定である。	
		学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常費補助金、寄付金、雑収入 等	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
				1,310千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	－千円	－千円			
				1,310千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	－千円	－千円			
				1,310千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	－千円	－千円			
				1,310千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、寄付金、雑収入 等										
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称 尚綱学院大学大学院											
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
			年	人	年次人	人		倍				
	総合人間科学研究科心理学専攻		2	6	-	12	修士（心理学）	1.08	平成19年4月	宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号		
	人間学専攻		2	6	-	12	修士（学術）	0.41	平成29年4月	同上		
	公共社会学専攻		2	6	-	12	修士（社会学）	0.16	令和5年4月	同上		
健康栄養科学専攻		2	6	-	12	修士（栄養学）	0.16	平成19年4月	同上			

既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	尚綱学院大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	人文社会学群 人文社会学類	年	人	年次人	人		倍		
		4	200	3年次 4	808	学士（人文社会学）	0.91	平成31年 4月	宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号
	心理・教育学群 心理学類	4	60	3年次 2	244	学士（心理学）	1.25	同上	同上
	子ども学類	4	80	3年次 2	324	学士（教育学）	0.63	同上	同上
	学校教育学類	4	40	3年次 2	164	学士（教育学）	0.91	同上	同上
既設大学等の状況	健康栄養学群 健康栄養学類	4	80	-	320	学士（栄養学）	0.95	同上	同上
	総合人間科学部 人間心理学科	4	-	-	-	学士（心理学）	-	平成15年 4月	同上
附属施設の概要		該当なし							

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 7 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人尚絅学院 収容定員の変更に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
尚絅学院大学				尚絅学院大学				
人文社会学群	3年次			人文社会学群	3年次			
人文社会学類	200	4	808	人文社会学類	200	4	808	
心理・教育学群	3年次			心理・教育学群	3年次			
心理学類	60	2	244	心理学類	60	2	244	
子ども学類	80	2	324	<u>子ども学類</u>	<u>60</u>	2	<u>244</u>	定員変更（△20）
学校教育学類	40	2	164	学校教育学類	40	2	164	
健康栄養学群				健康栄養学群				
健康栄養学類	80	-	320	健康栄養学類	80	-	320	
総合人間科学部				総合人間科学部				
人間心理学科	-	-	-	人間心理学科	-	-	-	
計	460	10	1,860	計	<u>440</u>	10	<u>1,780</u>	令第23条の2第4項
※総合人間科学部人間心理学科は平成31年度より学生募集停止				※総合人間科学部人間心理学科は平成31年度より学生募集停止				
尚絅学院大学大学院				尚絅学院大学大学院				
総合人間科学研究科				総合人間科学研究科				
心理学専攻	6	-	12	心理学専攻	6	-	12	
人間学専攻	6	-	12	人間学専攻	6	-	12	
公共社会学専攻	6	-	12	公共社会学専攻	6	-	12	
健康栄養科学専攻	6	-	12	健康栄養科学専攻	6	-	12	
計	24	-	48	計	24	-	48	

校地校舎等の図面

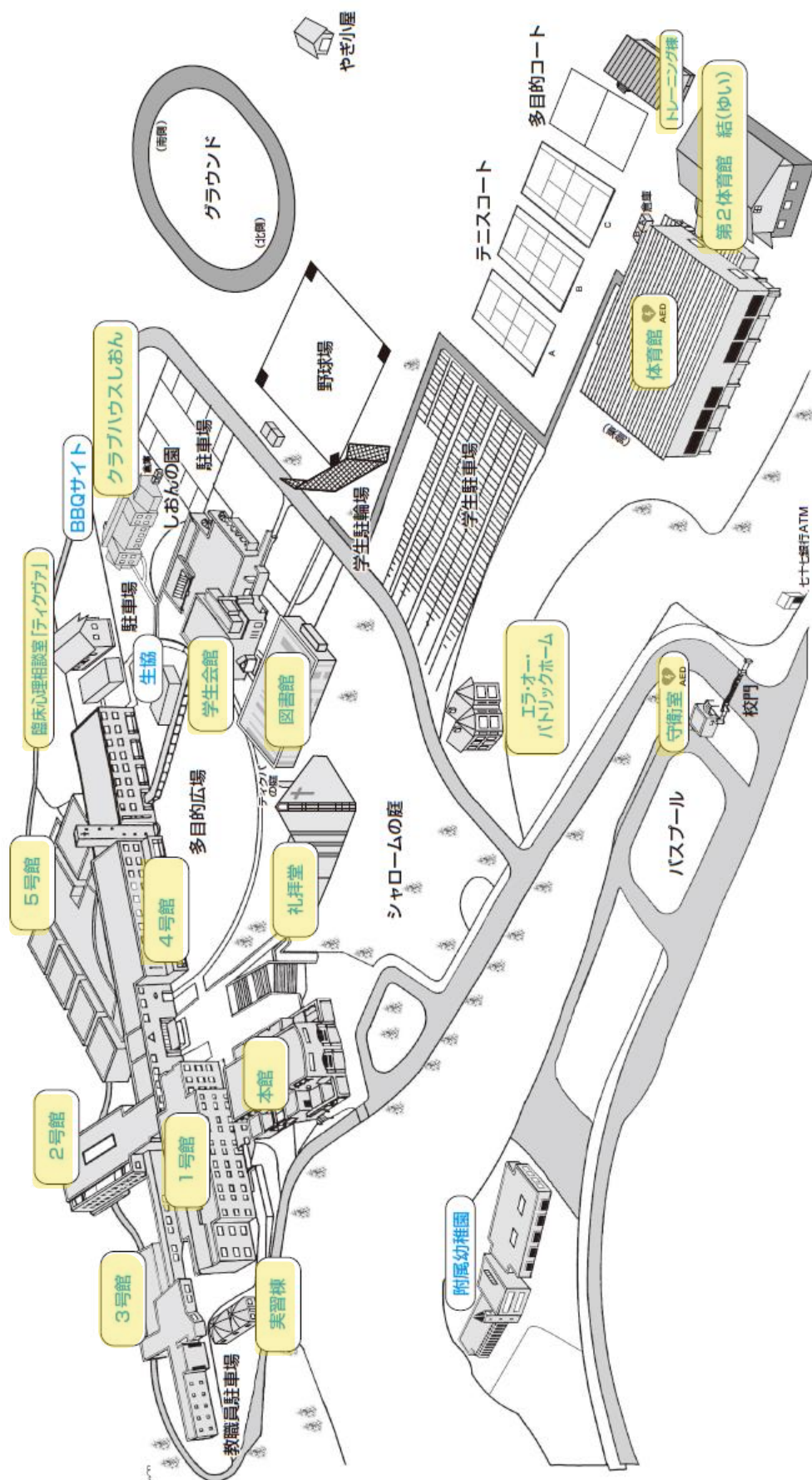
(1) 宮城県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離（交通機関及び所要時間がわかる図面）



(3) 校舎、運動場等の配置図



キャンパスの校地・校舎面積

(校地面積)

校舎敷地	88,387 m ²
体育施設敷地	7,786 m ²
運動場敷地	42,453 m ²
その他	150,343 m ²
合計	288,969 m ²

(建物別)

本館	1,866.87m ²
1号館	4,435.22m ²
2号館	2,907.66m ²
3号館	1,130.96m ²
4号館	5,851.86m ²
5号館	1,768.28m ²
体育館	2,338.64m ²
第二体育館	627.00m ²
トレーニング棟	110.13m ²
実習棟	192.06m ²
臨床心理相談室（ティクハ）	128.14m ²
エラ・オー・パトリックホーム	271.78m ²
礼拝堂	597.16m ²
図書館	2,337.67m ²
学生会館	2,818.45m ²
クラブハウス	556.92m ²
茶室	18.25m ²
売店	199.50m ²
薬品庫	9.33m ²
機械室	4.83m ²
屋外書庫	79.11m ²
守衛室	27.38m ²
合計	28,277.20m ²

(用途別)

項目	合計
講義演習室	4,706.26m ²
実験実習室	4,259.01m ²
研究室	1,646.61m ²
管理関係他	9,518.76m ²
図書館	2,337.67m ²
体育施設	3,075.77m ²
厚生補導施設	2,733.12m ²
合計	28,277.20m ²

(1) 学則案の全文

尚絅学院大学学則

第1章 目的及び使命

(目的)

第1条 本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本学の設置する学群、学類における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別表1のとおりとする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う。

2 前項の点検及び評価の結果について、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表する。

3 点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等については別に定める。

(情報の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について、刊行物、広報物等において、積極的に情報を公表する。

(教育内容及び教育方法の改善)

第4条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努める。

第2章 組織、学生定員、修業年限及び在学年限

(組織)

第5条 本学に、学校教育法第85条但し書きに定める組織として、学群及び学系を置く。

2 前項の学群は、教育上の目的及び機能に応じて組織するものとし、学群には教育上の目的及び機能に応じて、学類を置く。その種類及び定員は、次のとおりとする。

学 群	学 類	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
人文社会学群	人文社会学類	200名	4名	808名
心理・教育学群	心理学類	60名	2名	244名
	子ども学類	60名	2名	244名
	学校教育学類	40名	2名	164名
健康栄養学群	健康栄養学類	80名	—	320名

3 人文社会学群人文社会学類に、教育目標に応じて次の履修領域を設ける。

公共・現代社会領域

地域共生領域

国際文化領域

メディア文化領域

4 心理・教育学群学校教育学類に、教育目標に応じて次の履修領域を設ける。

小・中学校（国語）領域

小・中学校（保健体育）領域

小・特別支援学校領域

5 第1項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、研究成果を教育展開に有機的に融合させるため組織するものとし、その種類、その他必要な事項は、別に定める。

第6条 本学に、大学院を置く。

大学院は、総合人間科学研究科心理学専攻、総合人間科学研究科人間学専攻、総合人間科学研究科公共社会学専攻、総合人間科学研究科健康栄養科学専攻の四専攻をもって構成する。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

2 第15条によって3年次に編入学した者の修業年限は、前項の規定にかかわらず2年とする。

3 再入学及び転入学した者の修業年限は、別に定める。

(在学年限)

第8条 第14条によって入学した者の在学年限は、8年とする。

2 第15条によって3年次に編入学した者の在学年限は、4年とする。

3 再入学及び転入学した者の在学年限については、別に定める。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日より9月30日まで

(2) 後期 10月1日より翌年3月31日まで

2 前項に定める前期の終わり及び後期の始まりは、学事歴において適切な月日に変更することができる。

3 第1項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。

(授業期間)

第11条 学年中の授業期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第12条 休業日を下記のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月24日

(4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める本学の学事暦による。

2 必要がある場合、学長は臨時に休業日を定め、もしくは変更することができる。

3 第1項に定める休業日でも、特別の理由があるときは、授業を実施することができる。

第4章 入学、編入学、留学、及び退学、休学、復学、除籍等

(入学時期)

第13条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学)

第15条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が3年次に編入を許可する。

2 本学に編入することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 他大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- (3) 学士の学位を有する者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が62単位以上の専門課程を修了した者
- (6) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

3 その他編入に関する事項は、別に定める。

(出願手続)

第16条 本学への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 入学検定料は、別に定める。

3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日以内に所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(留学の許可)

第19条 本学と協定を締結している外国の大学（短期大学を含む）又は学長が認定した外国の大学（短期大学を含む）で、学修を希望する者は、所定の手続きにより留学の許可を受けなければならない。

2 その他、留学に関する事項は、別に定める。

(再入学及び転入学・転学類)

第20条 再入学、転入学若しくは転学類を希望する者がある場合は、大学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 その他再入学、転入学若しくは転学類に関する事項は、別に定める。

(他大学等への転入学)

第21条 他の大学への転入学を志願しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第22条 本学をやむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が死亡した場合は、死亡した日をもって退学とする。

(休 学)

第23条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第24条 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、引き続き許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第8条の在学年限には加算しない。

(復 学)

第25条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長に願い出てその許可を得、学期の始めより復学することができる。

(除 籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者

- (3) 第24条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) その他就学継続の意思がないと認められる者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第27条 本学においては、学群及び学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、学群及び学類に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮する。

3 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当し編成する。

4 自由科目の修得単位数は、第48条に定める卒業要件単位数に算入しない。

(授業科目)

第28条 授業科目を教養教育科目、専門教育科目に分けて、別表2のとおりとする。

2 前項に定めるものの他、免許、資格の取得に関する科目を置き、別表3のとおりとする。

(授業の方法)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(履修の要件)

第30条 各学類における授業科目、必修・選択の別、及び単位数については別表2のとおりとする。

(履修の上限)

第31条 学生が各学年にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位の上限を定めることができる。

2 各学類の履修登録単位数の上限については、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については相応の時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(教職課程)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。その他の事項は、別に定める。

学 群	学 類	免許状の種類	教科・領域
人文社会学群	人文社会学類	中学校教諭一種免許状	社会
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	英語
心理・教育学群	子ども学類	幼稚園教諭一種免許状	
	学校教育学類	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		特別支援教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
健康栄養学群	健康栄養学類	栄養教諭一種免許状	

（栄養士課程及び管理栄養士課程）

第34条 健康栄養学群健康栄養学類の学生で栄養士の資格及び管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（保育士課程）

第35条 心理・教育学群子ども学類の学生で保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（学芸員課程）

第36条 学芸員資格を得ようとする者は、博物館法並びに博物館法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（社会教育主事課程）

第37条 社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法並びに社会教育主事講習等規程に則り、本学が開設する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（公認心理師課程）

第38条 心理・教育学群心理学類の学生で公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法並びに同法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（食品衛生課程）

第39条 健康栄養学群健康栄養学類の学生で食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得ようとする者は、食品衛生法及び同施行令に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。その他の事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第40条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

（本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い）

第43条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

（成績）

第44条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

第45条 成績評価は、S、A、B、C、F、Nをもって示し、S、A、B、C、Nを合格とする。

2 成績評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100～90点	S
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59点以下	F

3 本学以外で修得した授業科目及び別に定める授業科目の認定は、Nをもって示すものとする。

第46条 履修方法並びに単位認定に関するその他の事項は別に定める。

（進級基準）

第47条 進級基準については、学類ごとに別に定めることができる。

第6章 卒業及び学位

（卒業の要件）

第48条 本学を卒業するためには、授業科目の区分ごとに定める最低修得単位数を満たすとともに、別に定める規程に従って履修し、下記の表に定める卒業要件単位数を修得しなければならない。

2 上記の学類卒業の要件には、他学類専門教育科目も卒業要件に含める事ができる。

3 他学類専門教育科目は、別に定める。

（卒業の認定）

区 分	人文社会学群	心理・教育学群			健康栄養学群
	人文社会学類	心理学類	子ども学類	学校教育学類	健康栄養学類
教 養 教 育 科 目	27	35	35	35	35
専 門 教 育 科 目	76	60	82	85	75
総単位数	124	124	124	124	124

第49条 本学に4年以上在学し、本学学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業に必要な単位を特に優秀な成績で修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。

4 前項の早期卒業に関する要件は、別に定める。

（学士の学位）

第50条 卒業した者に対し、次の区分に従って、学士の学位を授与する。

学 群	学 類	学 位
人文社会学群	人文社会学類	学士（人文社会学）
心理・教育学群	心理学類	学士（心理学）
	子ども学類	学士（教育学）
	学校教育学類	学士（教育学）
健康栄養学群	健康栄養学類	学士（栄養学）

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

（学納金等の納入）

第51条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表4のとおりとする。

第52条 授業料は、前期、後期の2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納入しなければならない。

第53条 編入学、転入学、再入学、及び退学、休学、復学の場合の授業料、その他の納付金については、別に定める。

第54条 既納の学納金は、別の定めによるもののほかこれを返還しない。

第8章 教職員組織

（教職員）

第55条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、実験助手、事務職員、専門職員、校務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長の職務を補佐するため、副学長を置く。

第9章 教授会及び学系協議会

（教授会の構成員及び審議事項）

第56条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、並びに専任の教授、准教授、講師、及び助教をもって構成する。

3 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者を陪席させることができる。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業に関する事項

（2）学位の授与に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

5 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

6 前項に定めるものの他、教授会運営に関する必要な事項は、別に定める。

（学系協議会）

第57条 本学に、学系協議会を置く。

2 学系協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生及び外国人交換留学生

（留学生の許可）

第58条 外国人で、大学で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学又は短期大学との協定に基づき、当該学生が本学の授業科目の一部について履修を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを外国人交換留学生として許可することができる。

3 外国人留学生及び外国人交換留学生に関するその他の事項は、別に定める。

（修了証書の授与）

第59条 学長は、留学を修了した外国人交換留学生に対して、留学修了証書を授与する。

第11章 科目等履修生

(履修の許可)

第60条 本学の特定の授業科目について科目等履修を志望する者がある時、本学は正規の学生の修学を妨げない範囲において、教授会の議を経て学長が科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第12章 生涯学習

(生涯学習の開設)

第61条 本学は社会人の生涯にわたる学習や文化の向上に資することを目的として、生涯学習に関する事業を行うことができる。

2 生涯学習事業に関して必要な事項は別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第62条 品行方正で学業成績が優秀な者は、教授会の議を経て学長がこれを賞する。

(懲戒)

第63条 本学の諸規程に違反し学生の本分に背いた行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各項に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒処分の基準及びその手続きについては、別に定める。

第14章 奨学制度

(奨学制度の設置)

第64条 学生の奨学に資するため、奨学制度を置く。

2 奨学制度については別に定める。

第15章 附属幼稚園

第65条 本学に附属幼稚園を置く。その園則は別に定める。

第16章 附属施設及び機関

(図書館の設置)

第66条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(センターの設置)

第67条 本学にセンターを置く。

2 センターに関して必要な事項は、別に定める。

(研究機構の設置)

第68条 本学に総合人間科学研究機構を置く。

2 総合人間科学研究機構に関して必要な事項は、別に定める。

第69条 本学に尚絅学院大学出版会を置く。

2 尚絅学院大学出版会に関して必要な事項は、別に定める。

第17章 学則の改正

第70条 本学則の改正は、教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正された第5条、第7条、第47条、第49条については、平成27年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正された別表2については、平成27年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正された第28条については、平成27年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

3 改正された第15条、第52条については、平成28年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正された第5条、第33条及び別表2、別表4については、平成29年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

3 改正された第3条、第8条、第10条、第12条、第14条、第24条、第26条、第27条、第28条、第31条及び第48条については、平成29年度の入学生及び現に在学する学生に適用する。

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正された第38条及び別表2-2については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

3 改正された別表2-4については、平成27年度入学生から遡って適用する。

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正された第5条、第20条、第27条、第30条、第31条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第47条、第48条、第50条、別表1、別表2、別表3及び別表4については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

3 総合人間科学部表現文化学科、人間心理学科、子ども学科、現代社会学科、環境構想学科及び健康栄養学科は、第5条の規定にかかわらず、平成30年以前の入学生が当該学科に在学している間、存続するものとする。

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年以前の入学生については、従前の学則とする。

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正された別表2-4については、令和3年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正された別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5については、令和4年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正された第5条、第6条、第22条、第48条、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表3-1、別表3-3については、令和5年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正された第48条、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5については令和6年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

ただし、別表2-1の自由科目から選択科目への変更については、令和5年度入学生から適用する。

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正された別表2-3、別表2-4、別表3-1については、令和7年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正された第5条、第15条、別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表4-1、別表4-2、別表4-3については、令和8年度入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和9年4月1日から施行する。

2. 改正後の第5条の規定は、令和9年4月1日現在在籍する学生を含め、すべての学生に適用する。

3. 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による届出に係る収容定員の総数及び増加変更に関する計画の期間は以下のとおりとする。

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する 計画期間
1,780 名	1,860 名	2027（令和9）年4月～2034（令和16）年3月

別表1（学則第1条第2項：各学群・学類の目的）

学群・学類	養成する人材像・教育研究上の目的
人文社会学群 人文社会学類	・現代社会の様々な課題に明確な問題意識を持って向き合い、他者と協働して課題解決に貢献できる人材を養成する。 ・現代の社会とそれを構成する人間についての理解、及び人間が生み出す文化、コミュニティ、及びそれらの相互関連や人間や社会の環境との関わりを理解し、複眼的視点で現代社会の課題解決に主体的に取り組む能力を身につけることを目的とする。
心理・教育学群	・豊かな想像力と他者への共感力を有し、理論に裏付けられた高度な教育学的・心理学的専門性と実践力を身につけた専門家を養成する。 ・人間の心や行動、発達や人間関係などを科学的に研究でき、同時に地域社会のために適用し実践できる能力の修得を目指す。
心理学類	・人間を様々な角度から理解し、他者への想像力が豊かで、共感力をベースとしたカウンセリングマインドをもった人材を養成する。 ・様々な心理学を学び、人の心の働きと行動のメカニズムや法則性をデータに基づいた実証的な態度で科学的に解明する。深い洞察力と同時に人や地域に役立つ実践的な学問を身につけることを目的とする。
子ども学類	・子どもに関する十分な知識と援助技術を身に付け、子どもの最善の利益を守る倫理観を有する感性豊かな人材を養成する。 ・子どもを科学的・総合的に理解し、その全人的な成長・発達に向けた支援と教育に取り組み、保護者の相談や対応に優れ、地域の子育て支援にも貢献できる「子どもの専門家」としての能力を身につけることを目的とする。
学校教育学類	・多様化する学校教育現場に即応できる資質・能力を身に付け、児童・生徒・保護者と信頼関係を築くことができる専門家、及び子ども一人ひとりに学ぶ楽しさ、知る喜びを味わわせることのできる教育の専門家を養成する。また、小学校教育と中学校教育を視野に入れた高い水準の理論と実践力を身につけた専門家を養成する。 ・学校教育現場の課題を解決する能力、分る授業を展開する能力の修得を目的とする。また、児童・生徒、保護者との人間関係調整能力、及び自己啓発力を身に付け何事にも意欲的、主体的に取り組む能力を身につけることを目的とする。
健康栄養学群 健康栄養学類	・「食と健康」に関する専門知識や技術を習得するとともに、人を思いやる心や人に伝えるコミュニケーション能力を持った人間性豊かな人材を養成する。 ・個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけることを目的とする。

別表 2-1 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：人文社会学群 人文社会学類)

授業科目名		単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			14 単位以上
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	基盤演習（ライティングを含む）	2			
	情報リテラシー	2			
	A I 社会とデータサイエンス	2			
	英語リーディング	2			
	英語コミュニケーション	2			
	キャリアデザインⅠ	1			
	日本語表現法		2		
	異分野コラボレーション演習 A		1		
	異分野コラボレーション演習 B		1		
	哲学		2		
	倫理学		2		
	日本の言語文化		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	社会学入門		2		
	市民教育		2		
	キリスト教と現代社会		2		
	人権論		2		
	福祉社会論		2		
	データの数学		2		2 単位以上
	生命の科学		2		
	心の科学		2		
	健康と栄養		2		
	環境の科学		2		
	植物の科学		2		
	健康・スポーツ A（講義・実技）		1		2 単位以上
	健康・スポーツ B（講義・実技）		1		
	芸術論		2		
	音楽と表現		2		
	グローバル化と異文化社会の理解		2		
	日本とアジアの歴史		2		
	世界の宗教と文化		2		
	異文化理解		2		
	東北の自然環境		2		
	東北の歴史と文化		2		
	東北の産業と地域社会		2		
	情報処理演習		2		2 単位以上
	情報倫理		2		
	AI の基礎と活用		2		
	データ科学の基礎		2		
	実践 AI・データ科学		2		
	英会話（リスニング・スピーキング）		2		4 単位以上
	英語ライティング		2		

	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	生涯学習論		2		3 単位以上
	キャリア形成実習		1		
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリアアップセミナー		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育 科目	人文科学入門	1			2 単位以上
	社会科学入門	1			
	地域フィールドワーク基礎演習		2		
	公共・現代社会論		2		2 単位以上
	地域共生論		2		
	国際文化論		2		
	メディア文化論		2		
	人文社会演習Ⅰ	2			
	人文社会演習Ⅱ	2			
	人文社会演習Ⅲ	2			
	法学（国際法を含む）		2		4 単位以上
	社会学		2		
	地域文化論		2		
	世界史概論		2		
	日本史概論		2		
	憲法		2		
	政治学		2		
	ミクロ経済学		2		
	地域社会論		2		
	消費社会論		2		
	社会調査入門		2		
	国際関係論		2		4 単位以上
	世界遺産論		2		
	ワールドシネマ		2		
	異文化フィールドワーク		2		
	文化人類学		2		
	視覚文化論		2		
	博物館論		2		

行政学	2	54 単位以上
マクロ経済学	2	
経営学	2	
教育社会学	2	
民法Ⅰ	2	
民法Ⅱ	2	
行政法Ⅰ	2	
行政法Ⅱ	2	
公共政策論	2	
国際政治経済論	2	
経営戦略論	2	
少子高齢社会論	2	
簿記論	2	
財政学	2	
政治社会学	2	
日本経済論	2	
マーケティング論	2	
財務諸表論	2	
地方自治論	2	
社会保障論	2	
政治哲学	2	
消費者法	2	
地方財政論	2	
金融論	2	
労働法	2	
環境社会学	2	
地域経済論	2	
地域農業論	2	
ファシリテーション論	2	
コミュニティデザイン論	2	
人文地理学概論	2	
社会調査法	2	
情報収集・分析	2	
自然環境と人間	2	
共生まちづくり演習	2	
地域エネルギー論	2	
観光論	2	
生涯学習支援論	2	
自然地理学概論	2	
地域史	2	
園芸植物と人・社会	2	
質的調査	2	
ファシリテーション演習	2	
災害社会学	2	
農村社会学	2	
統計学	2	
森林保全論	2	
歴史資料論	2	
NPO・ボランティア論	2	

地誌概論	2		
環境と経済	2		
学校と地域連携	2		
社会教育計画論	2		
持続可能な農村論	2		
動植物と生息環境	2		
社会調査実習	2		
Reading I	2		
Reading II	2		
Writing I	2		
Writing II	2		
Listening and Speaking I	2		
Listening and Speaking II	2		
チャレンジ言語A	2		
チャレンジ言語B	2		
環太平洋関係論	2		
イギリス文化論	2		
外国語としての日本語	2		
英語学概論	2		
アメリカ文化論	2		
東アジア文化論（中国）	2		
東アジア文化論（韓国）	2		
英米文学史	2		
ナショナリズムの倫理	2		
Academic Skills I	2		
Academic Skills II	2		
Oral Presentation I	2		
Oral Presentation II	2		
Discussion Skills I	2		
Discussion Skills II	2		
実践韓国語 I	2		
実践韓国語 II	2		
実践韓国語 III	2		
実践韓国語 IV	2		
実践中国語 I	2		
実践中国語 II	2		
実践中国語 III	2		
実践中国語 IV	2		
民族学	2		
英語音声学	2		
異文化コミュニケーション学	2		
英語史	2		
ユダヤ・キリスト教思想	2		
東アジア文化演習 I	2		
東アジア文化演習 II	2		
平和学	2		
ディアスポラ学	2		
英米文学演習	2		
言語論	2		
視覚表現論	2		

ストーリー制作論		2		
メディア文化基礎演習		2		
ミュージアムデザイン論		2		
メディア論		2		
西洋美術論		2		
言語表現演習		2		
文化財論		2		
出版文化論		2		
情報メディア活用論		2		
映画批評論		2		
美術の思想		2		
ストーリー制作演習		2		
表象論		2		
SF・ファンタジー小説論		2		
卒業研究 I	4			
卒業研究 II	6			

別表 2-2 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：心理・教育学群 心理学類)

授業科目名		単位数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			14 単位以上
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	基盤演習（ライティングを含む）	2			
	情報リテラシー	2			
	AⅠ 社会とデータサイエンス	2			
	英語リーディング	2			
	英語コミュニケーション	2			
	キャリアデザインⅠ	1			
	日本語表現法		2		
	異分野コラボレーション演習 A		1		
	異分野コラボレーション演習 B		1		
	哲学		2		2 単位以上
	倫理学		2		
	日本の言語文化		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	法学概論（日本国憲法）		2		2 単位以上
	経済学入門		2		
	社会学入門		2		
	市民教育		2		
	キリスト教と現代社会		2		
	人権論		2		
	福祉社会論		2		
	データの数学		2		2 単位以上
	生命の科学		2		
	健康と栄養		2		
	環境の科学		2		
	植物の科学		2		
	健康・スポーツ A（講義・実技）		1		2 単位以上
	健康・スポーツ B（講義・実技）		1		
	芸術論		2		
	音楽と表現		2		
	グローバル化と異文化社会の理解		2		2 単位以上
	日本とアジアの歴史		2		
	世界の宗教と文化		2		
	異文化理解		2		
	東北の自然環境		2		2 単位以上
	東北の歴史と文化		2		
	東北の産業と地域社会		2		
	情報処理演習		2		2 単位以上
	情報倫理		2		
	AI の基礎と活用		2		
	データ科学の基礎		2		
	実践 AI・データ科学		2		
	英会話（リスニング・スピーキング）		2		4 単位以上

	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	生涯学習論		2		3 単位以上
	キャリア形成実習		1		
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリアアップセミナー		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育 科目	心理・教育学入門	2			6 単位以上
	学校安全と心理		2		
	教育人間学		2		
	心理・教育支援論		2		
	公認心理師の職責		2		
	心理学概論Ⅰ（心理学基礎）	2			
	心理学概論Ⅱ（心理学応用）	2			
	臨床心理学概論		2		
	心理学研究法	2			
	心理学統計法	2			
	心理学実験	4			
	知覚・認知心理学		2		
	認知心理学実験演習		2		
	心理学の新展開(a)		1		
	心理学の新展開(b)		1		
	心理学の新展開(c)		1		
	学習・言語心理学		2		
	行動分析学		2		
	感情・人格心理学		2		
	神経・生理心理学		2		
	社会・集団・家族心理学		2		
	発達心理学		2		
	発達心理学演習		2		
	障害者・障害児心理学		2		
	心理的アセスメント		2		
	心理学的支援法		2		
	健康・医療心理学		2		
	福祉心理学		2		

教育・学校心理学		2			
司法・犯罪心理学		2			
ポジティブ心理学		1			
環境心理学		2			
産業・組織心理学		2			
人体の構造と機能及び疾病		2			
精神疾患とその治療		2			
宗教思想と民族		2			
ディアスポラとアイデンティティ		2			
現代の倫理		2			
関係行政論		2			
心理演習		2			
心理学専門演習		2			
心理実習		2			
卒業研究		6			

別表 2-3 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：心理・教育学群 子ども学類)

授業科目名	単位数			備 考
	必修	選択	自由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1		14 単位以上
	キリスト教概論Ⅱ	1		
	尚綱学	1		
	基盤演習（ライティングを含む）	2		
	情報リテラシー	2		
	AⅠ 社会とデータサイエンス	2		
	英語リーディング	2		
	英語コミュニケーション	2		
	キャリアデザインⅠ	1		
	日本語表現法		2	
	異分野コラボレーション演習 A		1	
	異分野コラボレーション演習 B		1	
	哲学		2	2 単位以上
	倫理学		2	
	日本の言語文化		2	
	日本近代史とキリスト教		2	
	法学概論（日本国憲法）		2	2 単位以上
	経済学入門		2	
	社会学入門		2	
	市民教育		2	
	キリスト教と現代社会		2	
	人権論		2	
	福祉社会論		2	
	データの数学		2	2 単位以上
	生命の科学		2	
	心の科学		2	
	健康と栄養		2	
	環境の科学		2	
	植物の科学		2	
	健康・スポーツ A（講義・実技）		1	2 単位以上
	健康・スポーツ B（講義・実技）		1	
	芸術論		2	
	音楽と表現		2	
	グローバル化と異文化社会の理解		2	2 単位以上
	日本とアジアの歴史		2	
	世界の宗教と文化		2	
	異文化理解		2	
	東北の自然環境		2	2 単位以上
	東北の歴史と文化		2	
	東北の産業と地域社会		2	
	情報処理演習		2	2 単位以上
	情報倫理		2	
	AI の基礎と活用		2	
	データ科学の基礎		2	
	実践 AI・データ科学		2	

	英会話（リスニング・スピーキング）		2		4 単位以上
	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	生涯学習論		2		3 単位以上
	キャリア形成実習		1		
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリアアップセミナー		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
専門 教育 科目	心理・教育学入門	2			4 単位以上
	学校安全と心理		2		
	教育人間学		2		
	心理・教育支援論		2		
	キリスト教と保育		2		16 単位以上
	保育の心理学	2			
	教育心理学（幼）	2			
	臨床心理学		2		
	保育原理	2			
	子ども家庭福祉	2			
	社会福祉		2		
	保育内容総論	2			
	教育方法論（幼）	2			
	教育原理	2			
	教育制度		2		
	保育・教育実践演習	2			
	子どもの理解と保育	2			
	子どもと健康	1			
	子どもと人間関係	1			
	子どもと環境	1			
	子どもと言葉	1			
	子どもと表現	1			
	乳児保育Ⅰ	2			
	子どもの保健	2			
	教職概論（幼）	2			
	教育課程論（幼）		2		
	児童文学論		2		

衛生学及び公衆衛生学		2		
保育内容指導法 健康	2			
保育内容指導法 人間関係	2			
保育内容指導法 環境	2			
保育内容指導法 言葉	2			
保育内容指導法 表現Ⅰ（造形）	2			
保育内容指導法 表現Ⅱ（音楽）	2			
乳児保育Ⅱ		2		
体育		2		
保育・教育 ICT スキル		1		
教職実践演習（幼）		2		
社会的養護Ⅰ	2			
子ども家庭支援論		2		
子どもの食と栄養		2		
子どもの健康と安全		1		
子ども家庭支援の心理学		2		
子育て支援		1		
社会的養護Ⅱ		1		
特別支援保育	2			
教育相談の理論と方法（幼）		2		－ 54 単位以上
母子保健		2		
ピアノ伴奏法		1		
音楽Ⅰ（楽典）		1		
音楽Ⅱ（器楽基礎）		2		
音楽Ⅲ（器楽応用）		1		
音楽Ⅳ（器楽発展）		1		
合唱		2		
図画工作		2		
児童文化		2		
子どもの造形表現		2		
子どもの身体表現		2		
オーケストラ（総合音楽）		2		
保育実習指導Ⅰ（保育所・施設）		2		
保育実習Ⅰ（保育所・施設）		4		
保育実習指導Ⅱ（保育所）		1		
保育実習Ⅱ（保育所）		2		
保育実習指導Ⅲ（施設）		1		
保育実習Ⅲ（施設）		2		
教育実習指導（幼）		1		
教育実習（幼）		4		
子ども学入門	2			8 単位
子ども学演習	2			
卒業研究	4			
オーケストラⅠ			2	
オーケストラⅡ			2	
オーケストラⅢ			2	

別表 2-4 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：心理・教育学群 学校教育学類)

授業科目名		単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			14 単位以上
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	基盤演習（ライティングを含む）	2			
	情報リテラシー	2			
	AⅠ 社会とデータサイエンス	2			
	英語リーディング	2			
	英語コミュニケーション	2			
	キャリアデザインⅠ	1			
	日本語表現法		2		
	異分野コラボレーション演習 A		1		
	異分野コラボレーション演習 B		1		
	哲学		2		2 単位以上
	倫理学		2		
	日本の言語文化		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	法学概論（日本国憲法）		2		2 単位以上
	経済学入門		2		
	社会学入門		2		
	市民教育		2		
	キリスト教と現代社会		2		
	人権論		2		
	福祉社会論		2		
	データの数学		2		2 単位以上
	生命の科学		2		
	心の科学		2		
	健康と栄養		2		
	環境の科学		2		
	植物の科学		2		
	健康・スポーツ A（講義・実技）		1		2 単位以上
	健康・スポーツ B（講義・実技）		1		
	芸術論		2		
	音楽と表現		2		
	グローバル化と異文化社会の理解		2		2 単位以上
	日本とアジアの歴史		2		
	世界の宗教と文化		2		
	異文化理解		2		
	東北の自然環境		2		2 単位以上
	東北の歴史と文化		2		
	東北の産業と地域社会		2		
	情報処理演習		2		2 単位以上
	情報倫理		2		
	AI の基礎と活用		2		
	データ科学の基礎		2		
	実践 AI・データ科学		2		

専門教育科目	英会話（リスニング・スピーキング）		2		4 単位以上
	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		※外国人留学生のみ
	日本語と日本事情Ⅱ		2		※外国人留学生のみ
	生涯学習論		2		3 単位以上
	キャリア形成実習		1		
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリアアップセミナー		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
	心理・教育学入門	2			
	学校安全と心理	2			
	教育人間学		2		
	心理・教育支援論		2		
	教育原理		2		12 単位以上
	教職概論		2		
	教育制度		2		
	学校と地域連携		2		
	教育心理学（小・中）		2		
	特別支援教育論		1		
	教育課程論		2		
	道徳教育の理論と方法（小・中）		2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		
	教育の方法と技術		2		
	生徒・進路指導の理論と方法		2		
	教育相談の理論と方法（小・中）		2		
	国語		2		22 単位以上
	社会		2		
	算数		2		
	理科		2		
	生活		2		
	音楽Ⅰ		1		
	音楽Ⅱ		2		
	ピアノ伴奏法		1		
	合唱		2		
	図画工作		2		
	家庭		2		

体育		2		
外国語		2		
国語科教育法Ⅰ		2		
社会科教育法		2		
算数科教育法		2		
理科教育法		2		
生活科教育法		2		
音楽科教育法		2		
図画工作科教育法		2		
家庭科教育法		2		
保健体育科指導法Ⅰ		2		
外国語の指導法		2		
特別支援教育総論		2		20 単位以上
知的障害者の心理・生理・病理		2		
肢体不自由者の心理・生理・病理		2		
病弱者の心理・生理・病理		2		
知的障害教育論Ⅰ		2		
知的障害教育論Ⅱ		2		
肢体不自由教育論Ⅰ		2		
肢体不自由教育論Ⅱ		2		
病弱教育論		2		
視覚障害教育総論		2		
聴覚障害教育総論		2		
LD等教育総論		2		
国語学概論		2		
国語音声文体論		2		
国文法論		2		
国語史論		2		
国文学概論		2		
国文学講読Ⅰ（古典）		2		
国文学講読Ⅱ（近現代）		2		
国文学演習Ⅰ（古典）		2		
国文学演習Ⅱ（近現代）		2		
国文学史Ⅰ（古典）		2		
国文学史Ⅱ（近現代）		2		
近現代詩演習		2		
国文学研究法		2		
漢文学概論		2		
漢文学Ⅰ（文学）		2		
漢文学Ⅱ（思想）		2		
書道		2		
国語科教育法Ⅱ		2		
国語科教育法Ⅲ		2		
国語科教育法Ⅳ		2		
体づくり運動		1		
スポーツ方法A（陸上競技・ソフトボール）		1		
スポーツ方法B（バレーボール・バスケットボール）		1		
スポーツ方法C（バドミントン・卓球）		1		
スポーツ方法D（サッカー・ソフトテニス）		1		

スポーツ方法E（器械運動・ダンス）		1		
スポーツ方法F（武道）		1		
スポーツ方法G（水泳）		1		
スポーツ原理		2		
スポーツ史		2		
スポーツ心理学		2		
スポーツ経営管理学		2		
スポーツ社会学		2		
スポーツ方法学		2		
スポーツ生理学		2		
学校保健		2		
保健体育科指導法Ⅱ		2		
保健体育科指導法Ⅲ		2		
保健体育科指導法Ⅳ		2		
生涯スポーツ論		2		
スポーツ栄養学		2		
基礎実習Ⅰ（小中支援学校・実践研修）	1			
基礎実習Ⅱ（小中支援学校・実践研修）	1			
教育実習指導（小）		1		
教育実習指導（特支）		1		
教育実習指導（中）		1		
教育実習（小）A		4		
教育実習（小）B		1		
教育実習（特支）		2		
教育実習（中）A		4		
教育実習（中）B		1		
介護等体験実習		1		
学校インターンシップ（小）		2		
教職実践演習（小・中）		2		
児童文学論		2		
オーケストラ（総合音楽）		2		
学校教育学入門	2			
学校教育学演習	2			
卒業研究	4			
学校インターンシップⅠ（小）			2	
学校インターンシップⅡ（小）			2	

別表 2-5 (学則第 28 条第 1 項及び第 30 条：健康栄養学群 健康栄養学類)

授業科目名		単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養教育科目	キリスト教概論Ⅰ	1			14 単位以上
	キリスト教概論Ⅱ	1			
	尚綱学	1			
	基盤演習（ライティングを含む）	2			
	情報リテラシー	2			
	A I 社会とデータサイエンス	2			
	英語リーディング	2			
	英語コミュニケーション	2			
	キャリアデザインⅠ	1			
	日本語表現法		2		
	異分野コラボレーション演習 A		1		
	異分野コラボレーション演習 B		1		
	哲学		2		2 単位以上
	倫理学		2		
	日本の言語文化		2		
	日本近代史とキリスト教		2		
	法学概論（日本国憲法）		2		2 単位以上
	経済学入門		2		
	社会学入門		2		
	市民教育		2		
	キリスト教と現代社会		2		
	人権論		2		
	福祉社会論		2		
	データの数学		2		2 単位以上
	生命の科学		2		
	心の科学		2		
	健康と栄養		2		
	基礎化学		2		
	植物の科学		2		
	健康・スポーツ A（講義・実技）		1		2 単位以上
	健康・スポーツ B（講義・実技）		1		
	芸術論		2		
	音楽と表現		2		
	グローバル化と異文化社会の理解		2		2 単位以上
	日本とアジアの歴史		2		
	世界の宗教と文化		2		
	異文化理解		2		
	東北の自然環境		2		2 単位以上
	東北の歴史と文化		2		
	東北の産業と地域社会		2		
	情報処理演習		2		2 単位以上
	情報倫理		2		
	AI の基礎と活用		2		
	データ科学の基礎		2		
	実践 AI・データ科学		2		

専門教育科目	英会話（リスニング・スピーキング）		2		4 単位以上
	英語ライティング		2		
	発展リーディング		2		
	資格英語		2		
	英語で学ぶ文化		2		
	ドイツ語Ⅰ		2		
	ドイツ語Ⅱ		2		
	フランス語Ⅰ		2		
	フランス語Ⅱ		2		
	韓国語Ⅰ		2		
	韓国語Ⅱ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	日本語と日本事情Ⅰ		2		
	日本語と日本事情Ⅱ		2		
	生涯学習論		2		3 単位以上
	キャリア形成実習		1		
	キャリアデザインⅡ		1		
	キャリアアップセミナー		2		
	チャレンジポートフォリオⅠ		1		
	チャレンジポートフォリオⅡ		1		
	チャレンジポートフォリオⅢ		1		
	公衆衛生学Ⅰ	2			75 単位以上
	公衆衛生学Ⅱ		2		
	社会福祉概論	1			
	健康栄養情報論	1			
	健康栄養情報実習	1			
	解剖生理学Ⅰ	2			
	解剖生理学Ⅱ	2			
	栄養生理学実験	1			
	臨床医学Ⅰ	2			
	臨床医学Ⅱ		2		
	生化学Ⅰ	2			
	生化学Ⅱ		2		
	生化学実験Ⅰ	1			
	生化学実験Ⅱ		1		
	病原微生物学		2		
	食品学Ⅰ	2			
	食品学Ⅱ	2			
	食品学実験Ⅰ	1			
	食品学実験Ⅱ	1			
	食品学実験Ⅲ（実習を含む）		1		
	食品機能論		2		
	食品衛生学	2			
	食品衛生学実験	1			
	調理学	2			
	調理学実習Ⅰ	1			
	調理学実習Ⅱ	1			
	調理学実験	1			

食品官能評価・鑑別論		1	
フードスペシャリスト論		2	
フードコーディネーター論		2	
食品開発論		2	
基礎栄養学	2		
栄養有機化学	2		
基礎栄養学実験	1		
分子栄養学		2	
ライフステージ栄養学Ⅰ	2		
ライフステージ栄養学Ⅱ	2		
応用栄養学実習	1		
食事摂取基準論		2	
スポーツと栄養		1	
栄養教育論Ⅰ	2		
栄養教育論Ⅱ	2		
栄養教育論実習Ⅰ	1		
栄養教育論実習Ⅱ	1		
食生活論	2		
臨床栄養学総論	2		
臨床栄養学各論Ⅰ		2	
臨床栄養学各論Ⅱ		2	
臨床栄養学実習Ⅰ	1		
臨床栄養学実習Ⅱ		1	
臨床栄養活動論		2	
公衆栄養学概論	2		
公衆栄養学実習		1	
地域栄養活動論		2	
給食経営管理論Ⅰ	2		
給食経営管理論Ⅱ		2	
給食経営管理実習Ⅰ	1		
給食経営管理実習Ⅱ		1	
フードシステム論		2	
フードサービス論		2	
総合演習Ⅰ	1		
総合演習Ⅱ		1	
管理栄養士活動論Ⅰ		2	
管理栄養士活動論Ⅱ		2	
臨地実習Ⅰ	1		
臨地実習Ⅱ		1	
臨地実習Ⅲ		1	
臨地実習Ⅳ		1	
卒業研究基礎演習		2	
卒業研究		4	
挑戦プログラム		2	

別表 3-1（学則第 28 条第 2 項：人文社会学類、健康栄養学類 教育職員免許状取得に関する科目）

授業科目名		単位数			備考
		必修	選択	自由	
教育職員免許状取得に関する科目	教育原理			2	
	教職概論			2	
	教育制度			2	
	教育心理学			2	
	特別支援教育論			1	
	教育課程論			2	
	道德教育の理論と方法			2	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法			2	
	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）			2	
	生徒・進路指導の理論と方法			2	
	生徒指導論（栄）			2	栄養教諭課程履修者のみ
	教育相談の理論と方法			2	
	教育実習指導（中・高）			1	
	教育実習（中・高）A			4	
	教育実習（中・高）B			1	
	教育実習（高）			2	
	栄養教育実習（事前・事後の指導を含む。）			2	
	介護等体験実習			1	中学校課程履修者のみ
	教職実践演習（中・高）			2	
	教職実践演習（栄）			2	栄養教諭課程履修者のみ
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ			2	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ			2	
	社会科・公民科教育法Ⅰ			2	
	社会科・公民科教育法Ⅱ			2	
	英語科教育法Ⅰ			2	
	英語科教育法Ⅱ			2	
	英語科教育法Ⅲ			2	
	英語科教育法Ⅳ			2	
	学校食教育論			2	栄養教諭課程履修者のみ
	学校食教育法			2	栄養教諭課程履修者のみ

別表 3-2（学則第 28 条第 2 項：学芸員取得に関する科目）

授業科目名		単位数			備考
		必修	選択	自由	
学芸員資格取得に関する科目	博物館経営論			2	
	博物館資料保存論			2	
	博物館教育論			2	
	博物館実習Ⅰ			1	
	博物館実習Ⅱ			1	
	博物館実習Ⅲ			1	

別表4-1（第51条）

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	780,000	50,000	240,000
心理・教育学群	心理学類	30,000	240,000	780,000	50,000	240,000
	子ども学類	30,000	240,000	780,000	50,000	240,000
	学校教育学類	30,000	240,000	780,000	50,000	240,000
健康栄養学群	健康栄養学類	30,000	240,000	780,000	50,000	300,000

※大学入学共通テスト利用選抜出願者の入学検定料は、14,000円とする。

別表4-2（第51条）編入学生

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
心理・教育学群	心理学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	子ども学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	学校教育学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000

別表4-3（第51条）転入学生

学群名	学類名	検定料	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費
人文社会学群	人文社会学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
心理・教育学群	心理学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	子ども学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000
	学校教育学類	30,000	240,000	760,000	50,000	220,000

学則の変更の趣旨等を記載した書類（本文）

目 次

（ア）学則変更（収容定員変更）の内容.....	p. 2
（イ）学則変更（収容定員変更）の必要性.....	p. 2
（ウ）学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容.....	p. 3
（フ）教育課程の内容の同等性.....	p. 3
（イ）教育方法及び履修指導の同等性.....	p. 3
（ロ）教員組織の同等性（S/T 比の観点）.....	p. 3
（エ）施設・設備の内容の同等性.....	p. 3

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

心理・教育学群子ども学類について、令和9（2027）年4月1日から、入学定員を80名から60名に、収容定員を324名から244名に変更する。これに伴い、大学全体の収容定員総数は1,860名から1,780名に変更する。

なお、変更後の収容定員は、令和9（2027）年4月1日時点に在籍する全学年の学生に適用するものとする。

また、減少する収容定員80名については、令和9（2027）年4月から令和16（2034）年3月までの間における社会情勢の変化及び本学の将来構想等を踏まえ、学校教育法施行令第23条の2第1項に基づく定員変更の届出について再検討するものとする。

新	旧
心理・教育学群 子ども学類	心理・教育学群 子ども学類
入学定員 <u>60名</u>	入学定員 <u>80名</u>
3年次編入学定員 2名	3年次編入学定員 2名
収容定員 <u>244名</u>	収容定員 <u>324名</u>

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

子ども学類では、収容定員324名に対し、定員充足率が令和4（2022）年度0.93倍、令和5（2023）年度0.86倍、令和6（2024）年度0.77倍、令和7（2025）年度0.63倍、令和8（2026）年度0.63倍と短期間で大きく低下しており、近年では60％台での未充足が常態化し、定員と在籍実態の乖離は拡大している。【資料1】

その背景には、18歳人口の構造的減少がある。特に東北・宮城地域では全国平均を上回る減少が見込まれており、周辺県では20％超の減少も想定されるなど、志願者母集団そのものの縮小と大学間競争の激化が進行している。加えて、幼児教育・保育分野においても志願者は減少傾向にあり、分野選択の多様化や専門学校等との競合により、志願者の分散が顕著となっている。

このような状況下で現行定員を維持した場合、

- ・低充足率の固定化による学納金及び補助金の収入減
- ・高等教育の修学支援制度における機関要件の厳格化に伴う支援対象への影響
- ・実態とかけ離れた定員設定が継続することによる、設置認可や届出制度等、将来構想への影響
- ・教員配置および授業運営の非効率化

といった課題が継続・拡大することが見込まれる。

以上のことから、地域の人口規模及び志願動向に見合った適正な定員規模への見直しが必要な状況にある。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の内容の同等性

子ども学類は、幼稚園教諭一種免許状の教職課程と保育士課程を開設しているため、収容定員の変更に伴う、教育課程の基本的な構成（教育目的、卒業要件、履修体系）については維持されており、授業科目区分、必修・選択の区分及び単位数についても変更前と同等の枠組みを継承している。また、各授業科目の内容についても、子ども理解、保育・教育に関する専門的知識・実践力を涵養する体系は従前と同一水準で設計しており、教育課程全体として学生に求める学修成果は変更前と同等以上の水準を担保している。

したがって、収容定員の変更によって教育課程の質が低下するものではなく、むしろ少人数教育の強化により、教育効果の向上が期待できるものである。

(イ) 教育方法及び履修指導の同等性

教育方法については、講義・演習・実習を適切に組み合わせた教育手法を変更前と同様に維持している。特に、演習及び実習科目においては、少人数による指導体制を確保することで、学生一人ひとりに対するきめ細かな指導を実施する。

履修指導についても、アドバイザー制度や履修ガイダンス等の仕組みを継続して実施するとともに、学生数の適正化により、教員による個別指導の充実が図られる体制となっている。

これにより、教育方法及び履修指導の面においても、変更前と比較して同等以上の教育支援体制が確保されている。

(ウ) 教員組織の同等性（S/T比の観点）

教員組織については、教育課程を適切に実施するために必要な基幹教員数を維持しており、授業担当体制に変更はない。設置届出時（2019年度）の設置基準上の学類としての必要専任教員

（基幹教員）数は、6人であるが、大学全体で必要専任教員数、教職課程や保育士課程設置のための専任教員を含めると10名で開設されている。今回の収容定員減をした場合においても、設置基準上の必要基幹教員数や資格課程を設置するために必要な基幹教員数も変わらないため、10名となる。教員一人当たりの学生数（S／T比）においては、変更前と比較して、更に充実することになる。このように、客観的指標であるS/T比においても、教育条件は変更前と同等以上であることが明らかであり、教育研究指導体制の質は十分に確保されている。

・設置届出時及び現行のS（収容定員数）／T（機関教員数）比： 32.4

・改正後のS（収容定員数）／T（機関教員数）比： 24.4

(エ) 施設・設備の内容の同等性

施設・設備の内容については、他学群及び他学類との共用部分も含めて変更はなく、教育研究を行うのに十分な施設・設備等を備えている。

学則の変更の趣旨等を記載した書類（資料）

目 次

【資料 1】 心理・教育学群子ども学類における過去 5 年の収容定員充足率.....	p. 2
--	------

【資料 1】 心理・教育学群子ども学類における過去 5 年の収容定員充足率

		2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
子ども学類	入学定員	80	80	80	80	80
	収容定員数	324	324	324	324	324
	在籍者数	302	281	250	207	206
	収容定員充足率	0.93	0.86	0.77	0.63	0.63

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

目 次

（１）収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）.....	p. 2
（２）人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）.....	p. 2
（３）学生確保の見通し（具体的な取組状況）.....	p. 4
（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由.....	p. 5

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）

① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

変更する組織の概要	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	所在地
尚絅学院大学	変更前 80	2	324	宮城県名取市ゆりが丘四丁目 10番1号
心理・教育学群子ども学類	変更後 60	2	244	

② 収容定員を変更する組織の特色

子ども学類は、子どもに関する十分な知識と援助技術を身に付け、子どもの最善の利益を守る倫理観を有する感性豊かな人材の養成を目的としている。また、子どもを科学的・総合的に理解し、その全人的な成長・発達に向けた支援と教育に取り組み、保護者支援や地域の子育て支援にも貢献できる「子どもの専門家」の育成を目指している。

そのため、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格の取得を基盤としながら、音楽・造形・身体表現・自然環境教育など特色ある教育を展開し、子どもの豊かな育ちを支えるための感性と表現力を育成している。また、附属幼稚園や地域の保育・教育現場と連携した実践的な学修を通じて、理論と実践を往還しながら専門性を高める教育を行っている。

(2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）

① 養成する人材の全国的、地域的、社会的動向分析

近年、少子化の進行により出生数は減少しているものの、幼児教育・保育の質の向上、特別な支援を必要とする子どもへの対応、家庭や地域と連携した子育て支援の充実など、子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化している。このため、幼児教育・保育に関する専門的知識と実践力を有し、子どもの発達支援や保護者支援を担うことのできる人材の育成が引き続き求められている。

また、幼保連携型認定こども園の増加や幼児教育と保育の一体的な提供の推進に伴い、幼稚園教諭免許状と保育士資格の双方の専門性を有する人材への期待が高まっている。幼稚園、認定こども園、保育所等においては、子どもの育ちを総合的に支援できる専門職の確保が重要な課題となっている。

保育人材の需要については、こども家庭庁が公表する厚生労働省「職業安定業務統計」において、保育士有効求人倍率は全国で令和7年1月時点 3.78 倍、高い人材需要が継続している。宮城県においても令和7年1月時点 3.31 倍となっており、幼児教育・保育分野における人材確保が引き続き課題となっている。

本学子ども学類では、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格の取得に対応した教育課程を編成し、幼児教育・保育に関する専門的知識と実践力を育成している。また、音楽・造形・身体

表現・自然環境教育などの特色ある教育に加え、附属幼稚園や地域の保育・教育現場と連携した実践的な学修を通して、豊かな感性と創造性を備えた人材を養成している。

以上のように、本学子ども学類が養成する人材は、幼稚園、認定こども園、保育所及び児童福祉施設等において必要とされる専門職であり、その社会的需要は今後も継続するものと考えられる。

② 中長期的な 18 歳人口等入学対象となる者の人口動向の分析

全国の 18 歳人口は長期的な減少局面にあり、今後も継続的な減少が見込まれている。特に本学が位置する東北地域では、全国平均を上回る速度で 18 歳人口の減少が進行しており、宮城県においても志願者母集団の縮小が続いている。【資料 1】

また、高等教育機関への進学率の上昇や進学先の多様化などにより、大学間競争は一層激化している。幼児教育・保育分野においても志願者数は減少傾向にあり、学生募集環境は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえると、従来の定員規模を維持することは、志願動向や入学実態との乖離を拡大させる可能性がある。そのため、本学では実際の志願状況及び将来的な人口動向を総合的に勘案し、教育の質を維持しながら安定した教育環境を確保する観点から、入学定員を 80 名から 60 名へ変更するものである。

一方で、前述のとおり、幼児教育・保育分野においては引き続き専門人材が求められており、今回の定員変更は人材養成機能を縮小するものではなく、人口動態に即した適正な教育規模へ移行するものである。

③ 主な学生募集地域

子ども学類の主な学生募集地域は、宮城県を中心とする東北地域である。心理・教育学群で最も多いのは宮城県で 121 名であり、本学群入学者総数 186 名に対して、全体の約 65%を占めている。また、東北地域で見れば 171 名と、約 91%の学生が東北地域からの進学である。

本学は宮城県名取市に位置し、これまで宮城県をはじめ、岩手県、山形県、福島県等から学生を受け入れてきた。また、卒業生は宮城県内及び東北各県の幼稚園、認定こども園、保育所、児童福祉施設等に就職し、地域の幼児教育・保育を担う人材として活躍している。

さらに、本学は附属幼稚園を有しており、幼児教育の実践的な学びを日常的に行うことができる環境を整えている。また、地域の幼稚園、認定こども園、保育所等との連携により、実習やインターンシップを通じて理論と実践を往還する教育を展開している。

宮城県においては、日本私立学校振興・共済事業団が公表している令和 7 年度「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、定員充足率は令和 5 年度～令和 7 年度において、約 96～98%の水準で推移しており、同資料の系統区分によれば、子ども学類は教育学に分類されると考えられる。【資料 2】教育学の定員充足状況は令和 5 年度～令和 7 年度にかけて、約 91～95%と、定員を若干下回る数値となっているが、宮城県内の保育士有効求人倍率は令和 7 年 1 月時点で 3.31 倍、令和 7 年 7 月時点で 2.42 倍となっており、幼児教育・保育分野を担う人材需要は高いと言える。

このことから、本学子ども学類は、宮城県を中心とする東北地域において、幼稚園教諭及び

保育士等の幼児教育・保育人材を継続的に養成・供給する役割を担っており、今後も地域の人材需要に応える教育を推進していく。

④ 既設組織の定員充足の状況

本学の既設組織における収容定員充足状況は、直近5年間において学類ごとに差はみられるものの、全体としておおむね安定して推移している。【資料3】人文社会学類は近年やや低下傾向にあり、令和8年度の収容定員充足率は0.91倍となっている。一方、心理学類は5年間を通じて1.17倍から1.25倍と高い充足率を維持している。また、学校教育学類は令和8年度に0.91倍、健康栄養学類は0.95倍となっているが、いずれも著しい定員未充足の状況にはない。

直近5年間平均の収容定員充足率は、人文社会学類0.99倍、心理学類1.21倍、学校教育学類1.03倍、健康栄養学類0.97倍となっており、各学類ともおおむね適正な規模を維持している。特に心理学類については、継続して高い充足率を維持しており、安定した学生確保が図られている。

近年は18歳人口の減少や大学間競争の激化等により、全国的に学生募集環境が厳しさを増しているものの、本学においては各学類の教育内容の特色化、教育の質保証の推進、募集広報活動の充実及び高等学校との連携強化等に継続して取り組んでいる。特に、地域社会のニーズを踏まえた教育内容の充実や学生支援体制の強化を図るとともに、本学の特色及び教育成果の発信に努めている。これらの取組を通じて、今後も安定した学生確保及び適切な定員管理を図ることとしている。

以上のとおり、本学の子ども学類を除く既設組織においては、令和8年度時点で収容定員充足率が0.70倍未満の学類はなく、著しい定員未充足の状況にはない。今後も教育内容の充実、教育研究活動の質の向上及び募集広報活動の強化等を継続することにより、既設組織全体として安定した学生確保が可能であると見込んでいる。

一方、子ども学類については、令和8年度の収容定員充足率は0.63倍となっている。【資料4】この要因として、近年の18歳人口の減少及び幼児教育・保育分野を志望する受験生の減少等の影響を受け、志願者及び入学者数が減少傾向で推移していると考えられる。令和4年度においては、志願者数145名、入学者数71名であったが、令和5年度以降は志願者数75名前後、入学者数50名前後で推移しており、現行入学定員80名との乖離が継続している。

このような状況を踏まえ、実際の入学動向に見合った教育規模とするため、入学定員を80名から60名へ変更するものである。

(3) 学生確保の見通し等（具体的な取組状況）

① 入学定員規模の適正化による学生確保の見通し

収容定員変更後の入学定員60名規模においては、これまでの入学者選抜結果及び志願動向を踏まえると、当該規模に見合った安定的な学生確保が見込まれるものである。具体的には、近年の志願者数及び入学者数の実績から、適正な入学定員規模への見直しにより、継続的かつ安定した入学者の確保が可能となるものとする。

②教育内容の高度化（AI・データ教育）

本学では学生確保に向けた取組として、AI・データサイエンス教育や地域連携を含む教育内容の高度化を中核とした改善を進めている。特に、2026年度新カリキュラムにおいては、情報教育科目の体系化やデータ活用能力の育成を図る教育内容を整備し、各専門分野と融合した教育を展開している。

子ども学類においても、幼児教育・保育分野における課題解決力の向上に資する基礎的なデータ活用能力や、ICT・AIを活用した教育・保育実践に対応できる素養の修得を図るなど、時代の要請に応じた教育内容の充実を進めている。

これらの取組は、従来の専門性に加え、実践的スキルの修得を志向する受験生のニーズに合致するものであり、志願者確保の観点からも有効に機能するものと考えている。

③地域連携を基盤とした教育の特色化

本学では、地域連携を教育の柱の一つとして位置付け、自治体・地域団体等との連携による実践的な学びを推進している。

子ども学類においては、段階的な現場実習の実施に加え、名取市内施設との連携強化や地域の子育て支援活動への参画など、地域をフィールドとした教育を展開している。

また、これらの教育活動については、その成果や学生の成長過程の可視化を進め、広報媒体等を通じて発信することにより、本学の教育の特色を明確に示し、志願意欲の向上につなげている。

④学修支援・修学支援体制の強化

入学後における学修支援及び修学支援体制の強化を図り、学生の満足度及び学修継続率の向上を通じて、志願者確保に好循環を生み出す体制を整備している。

具体的には、アドバイザー制度による定期的な面談や学力不振学生へのリメディアル教育等を実施し、学生一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。

⑤学生募集活動の強化

学生募集の具体的な取組として、高等学校訪問及び高等学校教員向け説明会の充実を図るとともに、オープンキャンパスや体験型授業についても参加者のニーズを踏まえた内容改善を継続的に行っている。

さらに、系列高校との連携授業や進学促進の取組を体系的に実施し、志願者の安定的確保に繋げている。

これらの取組を一体的に推進することにより、収容定員変更後においても、定員規模に見合った安定的な入学者の確保を図るものである。

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

子ども学類における令和4年度以降の収容定員充足率の平均は0.76倍であり、年々、減少傾向にあることが確認されている。【資料3】

全国的にも18歳人口は今後、更に減少局面に入ることが見込まれており、例えば、2025年の約

110 万人から 2037 年には約 92 万人へと約 83%に減少するなど、将来的に学生募集環境の一層の縮小が想定される。特に、本学が立地する東北地域においては、全国平均を上回る約 75%に減少することが見込まれており、地域的にも厳しい環境が予想される。【資料 1】

さらに、幼児教育・保育分野においては、全国的にも定員充足率が 60～80%程度で推移している状況が指摘されており、宮城県内においても当該分野の学科を設置する大学・短期大学で収容定員を大幅に満たせない状況が見受けられるなど、定員規模の見直しに向けた動きが生じている。【資料 6】

一方で、地域社会においては、幼児教育・保育ニーズの多様化・高度化が進む中で、質の高い人材の養成が引き続き求められている。こうした社会的要請に応えるためには、単に定員規模を維持するのではなく、教育内容及び指導体制の充実を図ることが重要である。

以上の状況を総合的に踏まえ、現行の収容定員 324 名については、学生確保の実態との整合および教育の質の維持・向上の観点から、その約 75%に相当する 244 名へ減少変更することが最も適正な規模であると判断する。

特に、入学定員については、単なる規模縮小としてではなく、地域における幼児教育・保育人材需要と本学の養成機能との均衡を踏まえ、持続的かつ安定的に人材を供給し得る規模として、80 名から 60 名へ見直すものである。これにより、少人数教育によるきめ細かな指導体制を確保するとともに、実習指導及び専門教育の質的充実を図り、個々の学生の学修成果の向上が期待できる。

また、入学定員変更により、毎年度一定規模の卒業生を安定的に輩出することが可能となり、地域の幼児教育・保育人材の確保に継続的に寄与するとともに、その質的向上にも資するものである。すなわち、入学定員変更は、教育内容及び指導体制の充実を前提として、教育の質の向上と地域における幼児教育・保育人材の安定供給の双方を確実に実現するための適正規模と位置付けるものである。

なお、入学定員を 60 名規模とすることで、心理・教育学群全体としての収容定員充足率は 100%を超えて維持される見込みである。【資料 5】

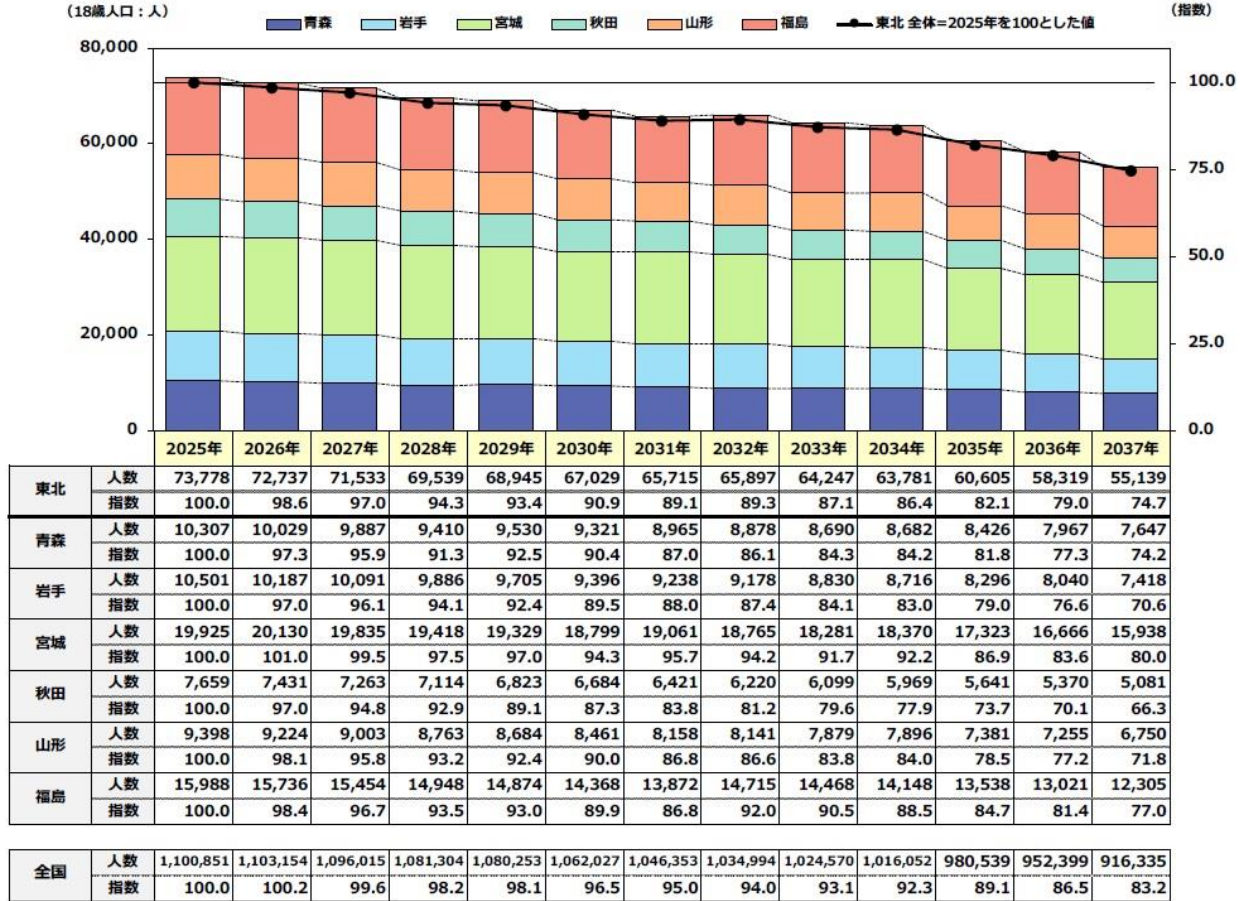
学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

目 次

【資料 1】 18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 東北版....	p. 2
【資料 2】 入学志願動向.....	p. 3
【資料 3】 各学類における過去 5 年の収容定員充足率.....	p. 4
【資料 4】 子ども学類における志願者数、入学者数及び収容定員充足率.....	p. 5
【資料 5】 心理・教育学群子ども学類における過去 5 年の収容定員充足率と改正後の収容定員による 充足率.....	p. 6
【資料 6】 宮城県内の幼児・保育系学科等の収容定員充足率.....	p. 7
【別紙 1】 収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況.....	p. 8
【別紙 2-1】 既設学科等の収容定員の充足状況.....	p. 9
【別紙 2-2】 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）.....	p. 10
【別紙 3】 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績.....	p. 15

【資料１】 １８歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 東北版

出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2025



1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

令和 7（2025）年度私立大学・短期大学等入学志願動向（【資料 2】 3 ページ）

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

https://www.shigaku.go.jp/files/shigan_doukouR7.pdf（10 ページ及び 23 ページ）

4. その他の説明

宮城県における志願動向及び教育学分野における志願動向の表を参照した。

【資料３】各学類における過去５年の収容定員充足率

年度	2022（令和4）年度			2023（令和5）年度			2024（令和6）年度			2025（令和7）年度			2026（令和8）年度			過去５年間平均		
学類	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率	収容定員	在籍者数	収容定員 充足率
人文社会学類	808	872	1.07	808	846	1.04	808	822	1.01	808	750	0.92	808	740	0.91	808	806	0.99
心理学類	244	286	1.17	244	306	1.25	244	294	1.20	244	292	1.19	244	305	1.25	244	296.6	1.21
子ども学類	324	302	0.93	324	281	0.86	324	250	0.77	324	207	0.63	324	206	0.63	324	249.2	0.76
学校教育学類	164	185	1.12	164	177	1.07	164	178	1.08	164	158	0.96	164	150	0.91	164	169.6	1.03
健康栄養学類	320	329	1.02	320	320	1.00	320	313	0.97	320	287	0.89	320	307	0.95	320	311.2	0.97

【資料４】子ども学類における志願者数、入学者数及び収容定員充足率

		2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
子ども学類	入学定員	80	80	80	80	80
	収容定員数	324	324	324	324	324
	志願者数	145	84	72	65	85
	入学者数	71	49	50	51	57
	在籍者数	302	281	250	207	206
	収容定員充足率	0.93	0.86	0.77	0.63	0.63

【資料５】心理・教育学群子ども学類における過去５年の収容定員充足率と改正後の収容定員による充足率

※各年度5/1の数値

学群・学類	2022(令和4)年度			2023(令和5)年度			2024(令和6)年度		
	収容定員	在籍者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
子ども学類（現行）	324	302	93.2%	324	281	86.7%	324	250	77.2%
改正後（324→244）	244	322	132.0%	244	281	115.2%	244	250	102.5%
心理・教育学群（現行）	732	773	105.6%	732	764	104.4%	732	722	98.6%
改正後（732→652）	652	773	118.6%	652	764	117.2%	652	722	110.7%

学群・学類	2025(令和7)年度			2026(令和8)年度		
	収容定員	在籍者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
子ども学類（現行）	324	207	63.9%	324	206	63.6%
改正後（324→244）	244	207	84.8%	244	206	84.4%
心理・教育学群（現行）	732	657	89.8%	732	661	90.3%
改正後（732→652）	652	657	100.8%	652	661	101.4%

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

宮城県内の幼児・保育系学科等の収容定員充足率（【資料6】7 ページ）

2. 出典

仙台青葉学院短期大学

聖和学園短期大学

仙台白百合女子大学

仙台大学

宮城学院女子大学

東北福祉大学

3. 引用範囲

仙台青葉学院短期大学：<https://seiyogakuin.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/SyuyoTeiin2026.pdf>

聖和学園短期大学：<https://www.seiwa.ac.jp/about/data>

仙台白百合女子大学：https://sendai-shirayuri.ac.jp/pdf/issue_corner/2026/educational_information/enrollment_capacity_ratio_2026.pdf

仙台大学：<https://www.sendaidaigaku.jp/joho.html?post=3648>

宮城学院女子大学：https://www.mgu.ac.jp/miyagaku_cms/wp-content/uploads/2025/09/%E3%80%90%E4%BF%AE%E5%AD%A6%E4%B8%8A%E3%81%AE%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91%E5%85%A5%E5%AD%A6%E5%A%E%9A%E5%93%A1%E3%80%81%E5%8F%8E%E5%AE%B9%E5%AE%9A%E5%93%A1%E3%80%81%E5%9C%A8%E5%AD%A6%E8%80%85%E6%95%B0.pdf

東北福祉大学：<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arnp890000001giw-att/ug9ocb000000568f.pdf>

4. その他の説明

宮城県内における当該分野の学科を設置する学校法人、大学ホームページより、収容定員及び在籍者数のデータを参照し、表を作成した。

収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	宮城県	121人	70.8%
2	福島県	15人	8.8%
3	山形県	14人	8.2%
4	岩手県	11人	6.4%
5	青森県	10人	5.8%
	全 体	171人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	宮城県	98.34%	96.85%	98.62%
2				

※ 2 校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を変更する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	教育学（大学）	91.57%	91.64%	95.25%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

○収容定員充足率

申請者が設置する全ての大学等（大学、短期大学、高等専門学校のみ）の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）について記載してください。

大学等名	学部等名	学科名	収容定員	学生数 （令和8年5月1日現在）	収容定員充足率	備考
尚絅学院大学	人文社会学群		808人	740人	0.91	
		人文社会学類	808人	740人	0.91	
	心理・教育学群		732人	661人	0.90	
		心理学類	244人	305人	1.25	
		子ども学類	324人	206人	0.63	
		学校教育学類	164人	150人	0.91	
	健康栄養学群		320人	307人	0.95	
		健康栄養学類	320人	307人	0.95	

※上記には、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」附則第2項及び第4項を適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記入してください。その場合は、備考にその内訳を記入してください。
※大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等については記載不要です。
※行は適宜追加してください。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（【別紙2－2－1】10ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（【別紙2－2－2】11ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（【別紙2－2－3】12ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（【別紙2－2－4】13ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（【別紙2－2－5】14ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

1. 書類等の題名

「学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）」

既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（【別紙 3】15 ページ）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	タギ リュウイチロウ 高木 龍一郎 ＜令和8年4月＞		博士 (法学)		尚絅学院大学 学長 (令和8. 4～令和12. 3)